

○高木委員長 それでは、ただいまより建設公営企業常任委員会を開会いたします。本日の出席委員は全員でありますので、これより会議を始めてまいります。

まず、1点目の令和2年第1回臨時会提出議案について、議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算について、理事者から説明をお願いいたします。

土木部長。

○太田土木部長 令和2年第1回臨時会に議案として提出しています議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算につきまして、土木部所管分の主な事業を御説明させていただきます。お手元にご覧いただけます補正予算書の6ページ中段をごらんください。

土木部所管分といたしましては、8款5項3目緑地公園費として、3億9千790万円を追加補正しようとするものでございます。その内訳といたしまして、都市計画公園整備費2億2千540万円につきましては、令和2年第1回定例会におきまして、都市公園の遊具等の改修にかかわる令和元年度の事業費を国の補正予算に伴い追加補正し、令和2年度に繰り越して実施しようとしたものでございますが、国の補助が全額不採択となったことから、改めて令和2年度予算に追加補正するものでございます。

次に、運動公園整備費1億7千250万円につきましても、令和2年第1回定例会におきまして、東光スポーツ公園内の球技場の照明及び武道館周辺の外構の整備にかかわる令和元年度の事業費を国の補正予算に伴い追加補正し、令和2年度に繰り越して実施しようとしたものでございますが、国の補助が武道館周辺整備分のみ採択となったことから、改めて令和2年度予算に球技場照明分を追加補正するものでございます。なお、この件につきましては、国、道とも協議済みでございます。

以上が土木部所管にかかわる補正予算の概要でございます。よろしくをお願いいたします。

○高木委員長 ただいまの理事者からの説明について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、本日の段階では説明を受けたということにとどめておきたいと思っております。

2点目の報告事項に入っていきたいと思っております。最初に、市営住宅における私設水道メーターとカウンターの点検結果について、理事者から報告をお願いいたします。

建築部長。

○中野建築部長 市営住宅における私設水道メーターとカウンターの点検結果について、報告いたします。資料をお配りしておりますので、あわせてごらんください。

市営住宅に設置している私設水道メーター及びカウンターは、計量法により8年ごとに更新することとされておりますことから、対象となる市営住宅約4千600世帯について、順次、取りかえ業務を行っているところでございます。昨年度は、平成23年度に更新した719世帯分の水道メーター等について取りかえ業務を行いました。

業務を進める中で水道メーターとカウンターとの誤接続が判明しましたことから、対象となる市営住宅約4千600世帯全体の状況確認を行いました。まず、平成23年度に更新した719世帯

ですが、昨年の取りかえ業務の際に通水試験を行っております。また、平成25年度以降に更新を行った約3千200世帯については、当時の水道メーターの更新の際に通水試験を義務づけておりましたことから、誤接続はないものと判断しております。残りの平成24年度に更新した675世帯については、今年度取りかえ時期を迎えますが、平成24年度当時の水道メーター更新の際に通水試験を義務づけておりませんでしたので、本年3月3日から3月31日までの間に誤接続等の点検を実施し、全てにおいて異常がないことを確認したところでございます。

今後は、同様のミスを繰り返すことのないよう再発防止に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは次に、都市公園における民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査について、理事者から報告をお願いいたします。

土木部長。

○太田土木部長 都市公園における民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査の実施について、御報告を申し上げます。お手元に配付してございます資料をごらんください。

都市公園における民間活力導入に関する現状と背景としましては、本市を初め、全国的にも公園施設の老朽化が進んでございまして、財政状況が厳しさを増す中、その整備費や維持管理費の確保といったものが年々難しくなっております。しかしその一方で、公園利用者のニーズといったものも多様化してございまして、カフェですとか売店などを設置するなどして、公園の魅力や利便性のさらなる向上ということが求められてございます。

こうした中、国におきましては平成29年に都市公園法を改正し、飲食店、売店などの公園利用者の利便性向上に資する公園施設の設置と、当該施設から生じる収益を活用し、その周辺の園路や広場などの整備、改修などを一体的に行う者を公募により選定する公募設置管理制度、いわゆるP a r k - P F Iを新たに創設したところでございます。本市におきましても、現在策定中の旭川市行財政改革推進プログラム2020におきまして、都市公園における民間活力導入の検討といったものが示されているところでもございます。

P a r k - P F Iにつきましては、北九州市や名古屋市などでカフェや売店が設置されているなど、既に他都市におきまして多くの実施事例がございまして、一定の成果や効果が確認される中で、全国的な広がりを見せてございます。道内におきましても、恵庭市で宿泊施設が設置されるなどの事例も出ているところでございます。

このP a r k - P F Iにつきましては、公募により選定した事業者が設置する公募対象公園施設から生じます収益を公的な整備の一部に充当させるものでございますが、特に、冬期間の公園利用が制限される本市におきましては、その間の収益がどの程度まで見込めるのか、あるいはどのように確保していくかなど、さまざまな課題があるものと認識してございまして、サウンディング型市場調査により民間事業者の意見や提案を把握しながら、民間事業者が持つ資金、あるいはノウハウの導入可能性ですとか、それを活用した取り組みについて調査検討を進めていく必要があると考えてございます。

対象とする公園につきましては、多くの市民が休息や散歩などさまざまな用途で利用し、公園の

面積が大きく、施設整備を行いやすい常磐公園や春光台公園などの総合公園を想定しているところでございます。また、調査の進め方につきましては、実施要領を作成し、6月ごろをめどにそれを公表し、事業者からの質問や企画提案書の受け付けを経て、8月から9月をめどにサウンディングを実施し、10月ごろをめどに実施結果を公表していく考えでございます。

次年度以降の民間活力の導入や事業の展開につきましては、調査結果を十分に踏まえ、建設公営企業常任委員会等にも十分な説明、あるいは報告をしながら、さらなる具体的検討というものを慎重に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、都市公園における民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査の実施についての御報告とさせていただきます。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

上村委員。

○上村委員 ただいま御報告いただきました内容につきまして、非常に期待ができる内容だというふうに個人的には受けとめをしておりますが、その関係で何点か今の説明の補足をいただきたいと思えます。

まず、民間活力の活用ということですが、冒頭、P a r k - P F I というお話もありました。市として、このサウンディング型市場調査の行く先の中で、活用のイメージといいますか、その先にどういうイメージを持って、この取り組みを進められる意図があるのかということをお聞きしたいと思います。

○田島土木部次長 どのような活用のイメージを持っているかということでございますけれども、例えば、以前は常磐公園に売店がございました。特にお昼休みですとか、多くの市民の方々がいつも集まっているということで、地域の方々からの御要望の中では、やはりもとは売店があったので、そういったものを活用したいということで、我々は公園を指定管理で管理をしているわけですが、そういった利便施設を市民の皆様提供しながら、さらに公園の魅力のアップにつなげていきたいということで、市民ニーズもつかみながらこれを進めていきたいと。やはり、これを進めるためには、民間事業者さんがどういったイメージを持たれているかということも把握しないとなかなか進まないということでございますので、まずはサウンディング調査をしながら、市民ニーズと事業者さんの意見も聞きたいというふうに考えております。

○上村委員 旧川のおもしろ館の行く末ということも一部、議論があるようでありますけれども、今、売店等の施設についてはお話のとおり、かつてあったものがなくなったことによる利便性の低下というのは、かねてから市民からも要望があったところでもありますので、私もその点について、過去に質問させていただいたことがあります。そういった展開というの、期待できるものになることを、ぜひ期待を申し上げたいというふうに思います。

そんな中であと2点ほど、今お話がありましたがいろいろな施設ということで、当然、特定の施設を当初から念頭に置いたものではないということだと思います。調査の流れもお示しをいただいているところですが、例えば、現地見学会、あるいはもう少し前の段階になろうかと思えますが、この管理に向けた勉強会等を行う予定は今の時点では持っていらっしゃらないのでしょうか。

○田島土木部次長 サウンディング調査を実施する公園は、先ほど、例えば総合公園ということでお示しさせていただきました。市民の方々は、総合公園というと、多くの方が使われておりますの

でイメージを持たれていると思うんですけども、事業者さんというのは、別に市内の事業者さんばかりではなくて全国から集めるイメージを持っております。したがって、対象とする公園の特徴等の情報提供ですとか、現地の見学というお話もございましたけれども、そういったことも積極的にPRしながら、あるいは質問等もあった場合は、あくまでもサウンディング調査ということで対話型の調査でございますので、お互いに情報提供をしていきたいというふうに思っております。

○上村委員 見学会をどういう形で設けるかというのは、相手方の立場であるとか、そういったことも勘案しながらなるのかもしれませんが、非常に期待ができるだけに、ぜひ、幅広く、そしていろんな可能性と一緒に追求できるような取り組みをしていただきたいということを期待しているところです。

最後にしますけれども、今、コミュニケーションは積極的にとりたいということでありましたが、もう一つ、先ほどの質問で申し上げた、いわゆるどういう形で民間活力を生かしていけるのかということに関して、今、さまざまな取り組みがあるという事例も先ほど御紹介いただきました。この点については国の動き等もかなり活発になっているというふうにも承知をしておりますので、いろいろな可能性、あるいは知識を共有する、先行事例も共有するなど、こういった取り組みについて、サウンディング型市場調査の前段で、この仕組みの勉強会と申しますか、そういったものも行うことによって、参加可能性のある業種、業者の確保につながり得るのではないかと申します。こうした勉強会の実施の必要性について検討していただきたいなというふうに思いますが、最後、その点についてのお考えをお聞かせください。

○太田土木部長 サウンディング型市場調査の実施に当たってでございますけれども、事前に実施要領というものをこれから作成していくということになりますし、我々もこれは初めて取り組む事業でございますので、こういった形でこちらの情報をうまく先方に伝えるかということも、本当に委員がおっしゃるとおり重要なことだと思っております。国が作成したサウンディング型市場調査の一般的な手引というのがございます。それを踏まえて事業者の対象としては全国的に広げようと思っておりますので、調査対象公園に事業者を集めて見学会が可能なかどうかということもございまして、勉強会というものができるとかどうかなということもございまして。そういった意味では、ホームページなどを利用して、詳細な公園のデータをきちっとわかりやすく表に出すといった工夫も必要だと思いますし、今、実施要領を作成していく段階で、情報をどのように相手にわかりやすく伝えていくか、どのように今ある公園の魅力を伝えていくか、そしてどのような提案を受けて魅力を向上させるかという、いい提案を引き出すような情報のやりとりについては、検討していきたいなというふうに考えてございます。

○高木委員長 ほかに、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは次に、水道事業・下水道事業中期財政計画（令和2～5年度）の策定について、理事者から報告をお願いいたします。

上下水道部長。

○菅野上下水道部長 水道事業・下水道事業中期財政計画（令和2～5年度）の策定について、御報告を申し上げます。

お手元に水道事業・下水道事業中期財政計画（令和2～5年度）を配付させていただいております。

すが、本計画は、12月の常任委員会でお示ししました案の段階から、意見提出手続や第1回定例会における令和2年度予算の審議結果を経て、本年3月26日付で策定したものでございます。

計画案からの主な変更点でございますが、8ページ、9ページでは、令和元年度決算見込み額を改めたほか、40ページ、41ページの収支計画や、42～45ページの長期財政推計につきまして、令和2年度予算を踏まえた精査をし、文言など全体的に見直しを行ったものでございます。

今後は、この中期財政計画に基づきまして、施設の老朽化や自然災害への対策などに取り組むとともに、市民の御意見も伺いながら、水道料金の見直しの検討を進めてまいりたいと考えてございます。なお、本計画につきましては、市のホームページに掲載しておりますとともに、本委員会終了後、全議員の皆様へ配付することとしてございます。

水道事業・下水道事業中期財政計画（令和2～5年度）の策定についての御報告は以上でございます。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○高木委員長 それでは次に、急遽追加をさせていただきました下水道未接続世帯からの下水道使用料の誤徴収について、理事者から報告をいただきます。

上下水道部長。

○菅野上下水道部長 下水道未接続世帯からの下水道使用料の誤徴収につきまして、御報告いたします。

お手元に下水道未接続世帯からの下水道使用料の誤徴収についてという資料を配付させていただいておりますが、本件につきましては、各階1世帯ずつ入居できる2階建ての賃貸住宅で、長年2階のみに入居者がおり、この2階に居住する世帯で下水道使用料の誤徴収が発生したものでございます。

経過といたしましては、本年3月31日に、宅地内で雑排水があふれたと水道局に連絡があり、現地で宅地内からの排水管と公共汚水桝が接続されていないことを確認したものでございます。この住宅につきましては、平成14年7月に現使用者から転居に伴う水道の新規使用申請を受理した後、同年9月から下水道使用料が賦課されており、その時点から本年3月まで誤徴収が生じておりました。原因につきましては、現地確認や事務手続上の誤りがあったものと考えてございます。これによりまして、現使用者に対して、約17年半の間、下水道使用料を誤徴収していたということで、その返還額は45万5千430円に利息を加算した額となっております。なお、建物の所有者及び使用者に対しましては、4月2日に謝罪の上、配水管の接続状況と今後の返金を含む対応について説明をし、了承を得たところでございます。

今後、水道局といたしましては、下水道が整備される以前に建築された建物は、下水道への未接続が残っている可能性があることから、建築当時のままの使用状況になっている世帯につきましては、再度、排水流下先の確認を行うこと、また、改造などによる新たな接続申請等を受け付けた場合には、現地における接続確認を徹底し、再発防止に努めてまいりたいと考えてございます。

○高木委員長 ただいまの説明について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○高木委員長 それでは次に、市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、

理事者から報告をいただきます。

病院事務局長。

○浅利市立旭川病院事務局長 市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、御報告を申し上げたいと思います。お手元に配付いたしました資料、新型コロナウイルス感染症対応の概要についてをごらんいただきたいと思います。

このたびの新型コロナウイルス感染症への対応については、当院は2次医療圏唯一の感染症指定医療機関といたしまして、これまで中核的な役割を担い患者の受け入れ等につきまして、対応してきたところでございます。

当院における具体的な対応の体制でありますとか内容、実績等について御説明を申し上げたいと思います。最初に、感染症病棟における入院患者等の対応についてでございますけれども、当院の感染対策チームの3名のドクターと感染管理認定看護師1名、加えて常時看護師2名で、24時間体制で6床の感染症病棟を運営しているところでございます。感染症病棟につきましては、平常時は稼働していないわけでありましたが、このような体制を維持するためには、他の一般病棟でありますとか、集中治療室の入院制限を行いますとともに、手術制限なども行う中で、医療スタッフを確保して配置しているという状況でございます。なお、感染症病棟は、他の病棟とは接しておらず、入り口も病院の裏側で別となっている独立した病棟となっております。さらに、各病室は全て陰圧室となっております、外に空気を逃がさないような部屋の状況になってございます。

感染症病棟の稼働の状況につきましては、グラフに載せてありますとおり、ピーク時には6床中5床が稼働している状況にございました。なお、入院患者につきましては、この感染症の陽性患者または疑い患者でありまして、疑い患者につきましては、PCR検査の結果、陰性が確認された時点で一般病棟への転棟、もしくはぐあいがいいという状況であれば自宅療養になります。

続いて、資料では2ページ目になりますけれども、発熱外来における外来患者への対応についてでございます。発熱外来の設置目的といたしましては、当院の一般の外来患者さんと新型コロナウイルスの感染の疑いがある患者さんを同じところに置いておきますと、院内感染が発生するという事で、動線を分けて院内感染を防ぐということを今回の設置目的としており、入り口及び診察室を通常の外来と分けて設置しているところでございます。ただ、実際には、他の病院からの紹介患者さんでありますとか、あるいは他の病院で診療を断られたということで、対応を当院に求めて来られる方ありますとか、市立病院でございますので市民の病院という理由などから、当院の患者さん以外にも利用していただいております。現在のところ当院が市内唯一の発熱外来を設置している状況でございます。

この発熱外来につきましては、3月3日に設置をしております、平日の午前8時半から10時半までの受け付けという形で行っております。当日の患者数にもよりますが、おおむね医師が1名から2名、看護師が4名、保健師1名、そのほかに事務職員が4名の合計10名程度で運営を行っているところでございます。これまでの診療実績につきましては、グラフにありますとおり、延べで216名、1日平均で9名、ピーク時では、このグラフで言いますと左から5番目にありますとおり、1日22名の患者さんを診察している実績がございます。直近の2週間につきましては、比較的落ちついている状況でございます、1日10名以下の状況が続いております。なお、発熱外来設置から、今週の月曜日、4月6日までの約1カ月間におきまして、当院の発熱外来における新

型コロナウイルス感染症の陽性患者というのは、今のところ出ていない状況でございます。

以上が、当院の主なこの感染症への対応状況でございますけれども、当院におきましては、本年1月より、感染症指定医療機関といたしまして、また公立病院としてその役割を果たすべく、感染症患者の受け入れ準備を進め、ただいま申し上げましたとおりの対応をしてきたところでございます。今後につきましても、この感染症への中核的な対応を行ってまいりますとともに、旭川市保健所、旭川市医師会、旭川医大附属病院を初めとする基幹病院などとさらに連携を図りまして、この感染症の爆発的な感染増加、いわゆるオーバーシュートというふうに言っておりますけれども、こういったものを想定した本圏域の医療体制の構築などについても、全力を挙げて対応し責任を果たしてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、以上で本日の議事については終了いたしました。建設公営企業常任委員会はこれにて散会いたします。

散会 午前10時29分